



モジュール 7 認証機関に対する 要求事項

PEFC ST 2003:2020



1. 適用範囲
2. 規準的参考文書
3. 用語と定義
4. 全般的な要求事項
5. 組織構造に関する要求事項
6. 資源に関する要求事項
7. プロセスに関する要求事項
8. マネージメントシステムに関する要求事項

- 付属書1: 認証機関のPEFC公示
- 付属書2: PEFC評議会が容認する認定
- 付属書3: マルチサイト認証
- 付属書4: 審査報告書の最低限の内容

PEFC ST 2003:2020

- すべての認証機関（CB）はPEFC ST 2002:2020に基づき認証を行うことが必須要件
- PEFC-COC認証を行うCBは、IAFの製品認証のための国際相互承認協定（MLA）に署名した認定機関の認定を受けなければならない
- CBはPEFC評議会あるいはPEFCが認めた管理団体により公示されることが必要である
- 要求事項はISO17065以上
- CBは以下を満たす必要：
 - ISO 17065
 - ISO 19011



全般的な要求事項(4)

全般的な要求事項

法的、契約的事項

- CBの認証書上に付されるロゴの利用
- 認証取得者によるロゴ使用の明確化

機密保持

- CBは、顧客組織がPEFCに対し情報とその情報の範囲と使用に関する情報を提供する責務を負うことを伝えなければならない
- CBは、データ保護に関する法令を順守することについて、書面による同意を得なければならない

全般的な要求事項: 4.5 機密保持

認証機関と認証取得会社が異なる国に拠点を置く場合には、両方の国の法律が適用。この要求事項は、適用されるすべての法律を考慮することを目的

例えば、GDPR(EU一般データ保護規則)は、組織が拠点を置く場所に関係なく、組織が欧州国民の個人情報を収集する場合には常に適用される。認定機関と認証機関が異なる2つの非EU諸国に拠点を置き、EU国民に関する情報を収集している場合、GDPRも適用される。





組織機構に関する 要求事項(5)

組織構造に関する要求事項

- ISO/IEC 17065に基づき:
 - 組織構造とトップマネジメント
 - 公平性を守る仕組み



資源に関する 要求事項(6)

認証機関の要員 (6.1)

1. 認証行為に携わる要員

- 認証行為に関連する適切な知識および力量
- 男女平等の促進

2. 審査員

- 教育
- 勤務経験
- PEFC評議会で認められたCoC研修
- 審査員研修
- 審査経験
- 力量

注

審査員の資格については、別の項で言及

6. 資源に関する要求事項：男女平等



男女平等を促進するにはさまざまな方法がある。各認証機関は、それをどのように行うかを文書化する必要がある。指標は、進捗状況を測定する選択肢の一つとしてとして使用可能

認証機関の要員 (6.1)

3. 審査チーム

- 男女平等に配慮
- 審査を受ける側から独立した技術専門家、審査報告書には、**名前と所属**を記載

4. レビューアと認証決定者

- 教育
- 勤務経験
- PEFC評議会に認められたCOC研修
- 審査研修
- 審査経験
- 力量

資格要件

教育 (6.1.2)

	審査員	レビュアー及び認証決定者
教育	<ul style="list-style-type: none">・ 少なくとも中等教育に相当・ 森林及び/又は森林外樹木産品関連産業に関連するコース(教育課程) あるいはそのコースの補習を受けている・ 就業経験によって代替可能	

6. 教育 – 中等教育



中等教育とは、各国の教育制度において初等レベルの次の第 2 段階の教育であり、通常、11 歳から 13 歳くらいで始まり、15 歳から 18 歳で終わる。例：高校

勤務経験 (6.1.1.2.2)

	審査員	レビューアー及び認証決定者
勤務経験	<ul style="list-style-type: none">・ 森林及び/又は森林外樹木関連産業における少なくとも3年の常勤の勤務経験・ 森林及び/又は森林外樹木産品関連分野の高等教育を修了している場合は、1年の削減が可能・ 有資格審査員の指導の下にトレーニングとして4件のCOC審査を実行している場合は、1年の削減が可能	<ul style="list-style-type: none">・ 3年間の適合性評価関連の常勤の勤務経験・ 森林及び/又は森林外樹木産品関連分野の高等教育を修了している場合は、1年の削減が可能・ PEFC-COCの有資格審査員が必要な勤務経験に匹敵すると認める

6. 勤務経験：高等教育



高等教育とは、大学、単科大学といった高校を超えて求められる水準の教育

研修 (6.1.1.2.3.および 6.1.1.2.4)

	審査員	レビュアー及び認証決定者
PEFC-COC研修	・ PEFC評議会に認められたCOC研修	
審査員研修	・ CB の責任による研修 ・ ISO/IEC19011	

6. 認められるPEFC-COC研修



COC研修を終えたと認められるには、PEFC評議会が承認した講師による初回研修を受講し、知識テストに合格（80%以上が合格点）した上で、PEFC評議会から証明書を受け取ることが必要



審査経験 (6.1.1.2.5)

	審査員	レビューアー及び認証決定者
勤務経験	<ul style="list-style-type: none">・ 過去3年間、少なくとも2件のPEFC-COC審査を含み、有資格審査員の下でのレーニングとして4組織のCOC審査を実行・ トレーニング中の審査の数は、関連分野のCOC規格、ISO 9001又はISO 14001の資格を有する審査員については2年に削減可能。	<ul style="list-style-type: none">・ 過去3年間の間で1件のPEFC-COCに立ち合い

力量 (6.1.1.2.6)

	審査員	レビュアー及び認証決定者
能力	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的知識と技術（審査、組織、分野に特有なプロセスなど）・ COCに関する特別の知識と技術<ul style="list-style-type: none">PEFC-COCスタンダードマネジメントシステムの適用ITシステムPEFC商標と主張の適用PEFC DDSの適用問題のある出処の定義の中で規定されているFM規格の要求事項社会的問題、健康と安全に関する事項	



資格維持のための 要求事項

CoC 研修 (6.1.2)

	審査員	レビューアー及び認証決定者
CoC研修	<ul style="list-style-type: none">・ PEFC 評議会が承認する初回研修・ PEFC 評議会が承認する更新研修・ 2年に一度、及び・ PEFC-CoC 又は商標に関する新たなスタンダードが施行された場合	

審査経験 (6.1.2)

	審査員	レビューアー及び 認証決定者
審査経験	<ul style="list-style-type: none">・年次で5件のCOC、ISO 9001 またはISO 14001 関連の審査・少なくとも2件のSGEC-COC 審査・合計7日の審査業務を含む・法令による休暇や長期の病気 など例外的な状況の場合、2件 のPEFC-COC 審査の実行	<ul style="list-style-type: none">・少なくとも1年に1件の PEFC-COCに立ち合い

6.1.2.3 審査員の資格維持

年次で少なくとも5件の森林/または森林外樹木関連部門のCOC規格、ISO9001、ISO14001に基づく外部審査を実施し、これらの審査の合計が少なくとも**2件のPEFC-COC審査**を含み、7日の審査業務の実績が必要

ガイドの規定：2件のPEFC-COC審査は、PEFC ST 2002:2020に基づいたPEFCによって承認された制度のCOC規格に基づく審査であっても良い。承認された規格のリストは、PEFC ST 2002:2020の3.26項に関するガイドに示される

審査員に関する特別規定 (6.1.1.2.6.3)

CBによる審査員の年次モニタリング

- 審査報告書のレビュー
- 顧客組織からのフィードバック
- 定期的な審査への立ち会い
- 研修の必要性の確認



認証のプロセス

プロセスに関する要求事項 – 全般的事項 (7.1)

- CBは、PEFCから発行された公開文書（ガイダンス、解釈など）を提供可能



7. プロセスに関する要求事項: フィードバックメカニズム



認証機関は、認証プロセスの一環として、認証された組織に関するステークホルダーのためのフィードバックの仕組みを持つべき

プロセスに関する要求事項 (7) – ステップ



1. 申請
2. 申請内容のレビュー
3. 審査
4. 審査のレビュー
5. 認証の決定
6. 認証書類
7. 定期審査
8. 認証に影響を与える変更
9. 認証の終了、縮小、一時停止、取り消し
10. 記録
11. 苦情と異議申し立て

プロセスに関する要求事項 (7)

申請

- **CBは顧客組織から下記の情報を取得しなければならない**
 - 企業主体、名称、住所および法的な位置づけ
 - 文書化された手順
 - それぞれのサイト/または製品グループ毎の製品の内容:
 - CoC方式
 - 商標の使用予定
 - **最初の接触時には必要はないが、レビューと審査に先立って必要**
 - **申請が認証の移管か新規のものか十分に評価**

7.2 顧客組織からの申請および申請のレビュー



認証機関は、森林分野に関連する腐敗行為に関わる制裁を受けた企業（顧客組織を含む）を確認するための方法を確立する必要がある

プロセスに関する要求事項 (7)

申請内容のレビュー

- 顧客文書と認証基準との適合性の判断

プロセスに関する要求事項 (7)

審査

- 審査計画策定のための手続きの文書化
- 審査計画は、審査活動の実施とスケジュールについて合意するための基礎
- 審査計画は、顧客組織に通知され、審査日は顧客組織との合意に基づかなければならない
- マルチサイト認証の場合、審査計画にはサンプルの一部として現場検査をするサイトをリストアップする必要 付属書 3 を参照
- CBは、審査チーム、チームリーダーを選定および指名するための手順を文書化しなければならない (ISO 19011:2018 5.5.4項)

7. プロセスに関する要求事項

審査 Audit

- 審査の目的：
 - 顧客組織の下記の適合性について決定：
 - COCプロセス
 - マネージメントシステム
 - 問題のある出処からの原材料の回避（PEFC DDS 要求事項）
 - PEFC 商標使用と商標使用のライセンス契約
 - 改善すべき分野の特定
 - PEFCが要求するデータの収集

7.4 審査の目的

審査員にとっては、顧客が受け取った原材料と販売された原材料のバランスをチェックすることが重要



収集することが求められるデータの例：

- 企業名
- 連絡部署、
- Eメールのアドレス
- 企業の総売上高
- COC方式
- 認証書の対象範囲にあるPEFCカテゴリーに基づく製品
- 樹種が製品を決定する時はその樹種、または当該製品が含む可能性のある樹種
- 複数のサイトがある場合、各サイトの住所及び連絡部署、COC方式、およびサイトによって定められる製品グループ

7. プロセスに関する要求事項

審査

- 基本的に：現場審査
- 物理的保有を伴わない組織に対する遠隔審査
- 特別な状況下における定期審査における遠隔審査

プロセスに関する要求事項 (7)

審査

- 必要な時間：現場審査に必要な時間は、特別な状況を除き報告に関わる行為を除き最低4時間
小規模な企業についても同様
- 審査時間は、サイズ、生産過程の複雑性、製品の種類、供給の複雑性、PEFC商標使用、外部委託の有無、マルチサイトかどうかなどの因子による
- 付属書 4 審査報告書の最低限の内容を規定
- 要請があれば、審査報告書およびその他の記録はPEFCに送付

7.4.5 & 7.4.6: 審査の種類



- 認証機関は、ISO 19011:2018、6.4.6項の要求事項に基づき審査の目的、範囲、および指標に関連する情報を収集するにあたっては、ステークホルダーとの協議も考慮すべき
- 物理的な保有を伴わない業務を実行する顧客組織

一度に複数の認証システムの審査を実行する際も、PEFCの審査に必要な最低4時間の規定は有効であり、他のシステムをカバーするためにはこの4時間を増やすことが必要

注 1: 組織が主張を付して原材料を販売したかどうかという他に、審査を受けべき他の事項もある

プロセスに関する要求事項 (7)

認証の決定 – 不適合

- 審査結果の分類: 所見、軽微な不適合、重大な不適合
- 不適合については、是正措置をとらなければならない
 - 是正措置の計画は、CBによってレビューされなければならない
- 定期審査の場合:
 - 重大な不適合は3ヶ月以内
 - 軽微な不適合は次回の定期審査まで
- 初回審査の場合 → 重大および軽微とも解消を確認
- 更新審査の場合 → 重大は審査前に解消を確認

7.6 認証の決定

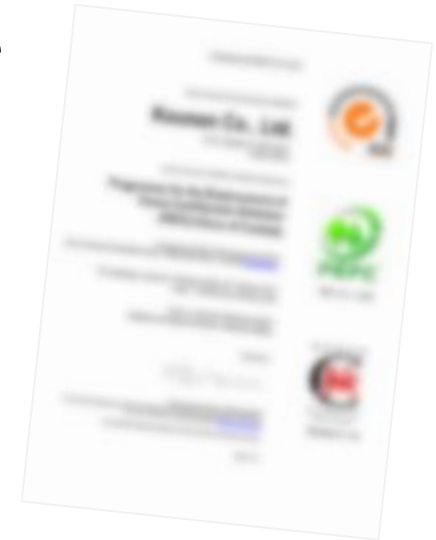
- 法律違反に関連する不適合は、重大な不適合として分類される必要がある。
- 注：英語では、**Shall**ではなく、**Should**であり、必須ではないが、実行されることが期待されるを意味する。



プロセスに関する要求事項 (7)

認証書類

- **CBと顧客組織の確認**
- **顧客組織の名称と住所およびPEFC-COCの行為が行われていない法的主体、個別認証書**
- **プロジェクト認証の明確化：**
 - **管理主体の名称と住所**
 - **認証範囲の製品に含まれるプロジェクトの名称**



プロセスに関する要求事項 (7)

認証書類

- 認証書の種類 (個別、マルチサイトあるいは生産者グループ)
- CBのライセンス番号付きPEFCロゴ
- 対象規格の範囲:
 - PEFC ST 2002 CoC
 - PEFC ST 2001 商標使用規則
 - 適用されるCOC方式
 - PEFC製品カテゴリーに基づく製品の種類
- 認定機関のマーク
- 英語あるいは他の適切な言語



製品カテゴリーリストの構造

PEFC Product Categories

Level 1	Level 2	Level 3	Examples
010000 Roundwood	010100 Sawlogs and veneer logs		
	010200 Pulpwood		
	010300 Chips and particles		Sawdust, sanding dust
	010400 Wood residues		Twigs, branches, tree tops, similars
	010500 Bark		
	010600 Other roundwood		
020000 Fuelwood and energy	020100 Fuelwood		Firewood, chips, sawdust, wood residues
	020200 Charcoal		

PEFC製品グループ、PEFC製品カテゴリーおよび認証範囲の関係

PEFC 製品グループ:

組織は、そのCOCの対象となる製品グループを決めなければならない (PEFC ST 2002:2020 4.1.2)

3.30 PEFC 製品グループ:

- **PEFC 製品グループ** 組織が自社のCOCの対象とする同等の投入原材料を含む製品あるいは製品群であり、製品の名称/種類およびカテゴリー、樹種、COC方式、原材料カテゴリー、PEFC主張によって定められる

製品カテゴリー、製品グループ、認証範囲の例

認証機関 – PEFCのデータベース/ 報告様式 による公示

製品グループ	投入原材料			(投入) 原材料カテゴリー	COC方式	(製品) PEFC主張	製品および製品群 (製品カテゴリー)
	製品カテゴリー	樹種	出处				
1	010100 製材原木丸太およびベニア用原木	ブナ	ドイツ	PEFC認証原材料	物理的分離方式	100% PEFC由来	030102板材および厚板 010300チップおよびおがくず等
2	010100 製材原木丸太およびベニア用原木	ヨーロッパアカマツ	フランス ベルギー ウクライナ	PEFC 認証原材料/ その他原材料/ PEFC管理材	クレジット方式	X% PEFC 認証/ PEFC管理材	030102板材および厚板 / 010300チップおよびおがくず等

7.7.4 認証番号

認証書類

- 認証は5年間有効
- 認証に変更があった場合、CBは直ちにPEFCに通知しなければならない
- 認証番号は、認証機関の省略名—PEFC-COC—認証個別番号等

TZQ-PEFC-COC-454582



製品カテゴリー、プロダクトグループおよび認証範囲

認証機関-認証書+ PEFCデータベース

PEFC ST 2003:2020

7.7.1 + 7.7.2 a), b および c) + 7.7.2 d)

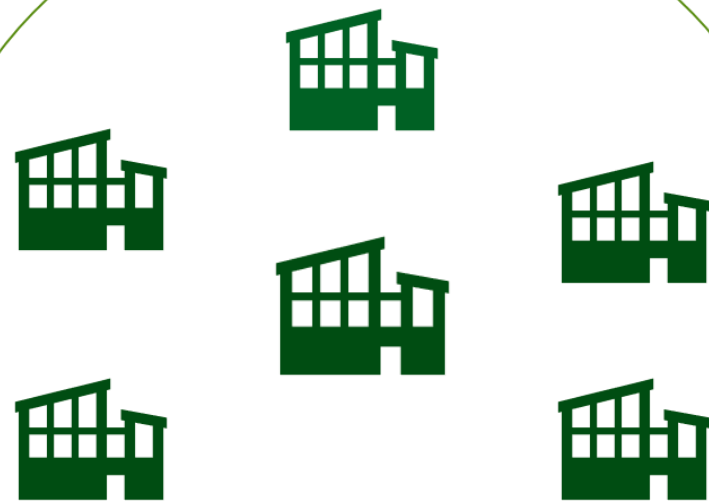


* PEFCのデータベースには、プロダクトカテゴリーと樹種に関する最新のリストが掲載されている。

(<http://www.pefc.org/find-certified>)

PRINT

7.7.2 認証範囲



生産者グループの認証の場合、加盟者ごとの範囲と、その加盟者が認証を開始する日付を示すことが必須

樹種によって製品が決定される場合、たとえば、認証範囲がオーク材の家具である場合、パイン材の家具は範囲外となる。樹種についてもPEFCに報告され、認証の一部としてリストアップされる必要がある

プロセスに関する要求事項 (7)

定期審査

- 定期審査は年次で実行されなければならない
- CB は認証書の期日日までに少なくとも4回の審査を実施しなければならない
 - 年次とは、12ヶ月に3ヶ月を加減した期間ごとに1回を意味する
 - 認証書の期限が5年より短い場合は、審査の回数はそれに応じて削減可能である

プロセスに関する要求事項 (7)

定期審査

- 現場審査は以下の場合、他の方法に置き換えることも可能
 - 代替の方法が十分な信頼性がある
 - 前回の定期審査で不適合の指摘がない
 - 調達に重大リスクのある原材料を含んでいない
 - すべての記録（記録のリスト）が提供される、
または
 - 認証原材料を調達 / 加工していない(= COCに含まれる原材料がない)
- 認証期間の終了日までに少なくとも4回の定期審査が必要

プロセスに関する要求事項 (7)

終了、一時停止、取り消し

- CB はPEFC商標と主張がその後使用されることが許されないことを通知しなければならない
- 一時停止の場合、認証機関は顧客が適合しているかをモニターしなければならない

プロセスに関する要求事項(7)

苦情と異議申し立て

- CBはPEFC評議会に情報提供：
 - 不適合があったとの根拠のある苦情あるいは異議申し立てがあった場合、30日以内に通知
 - 苦情あるいは異議申し立てが解消された場合、その概要報告をPEFC評議会およびPEFCの国別管理団体に通知
 - 報告の最低限の内容: 苦情申立人の詳細（開示可能であれば）、顧客組織の詳細、苦情の趣旨、苦情処理プロセスの概要、苦情処理の結果、解決状況

7.13 苦情と異議申し立て

- 根拠がある懸念があった場合、認証機関は定期審査に加えて臨時の緊急審査を行ってよい
- 苦情と異議申し立ての定義はISO/IEC 17000参照
- 顧客組織による認証の要求事項に対する不適合に関する根拠のある苦情を受け取った場合は30日以内にPEFC評議会に通知する
- 認証機関は、この通知の一部として、どのような対応をとるか、そのスケジュールおよびその他関連する情報を提供すべきである
- 解決された苦情と異議申し立てに関する報告概要は年次ベースで提供されるべきである



マネージメントシステムに関する要求事項 (8)

マネジメントシステムに関する要求事項 (8)



(PEFC-COC認証行為に限り)



PEFCによるCBの公示 (付属書1)

PEFCによるCBの公示 (付属書 1)

- PEFCが承認するCOC認証を行っているCB については、PEFC評議会あるいは自国のPEFC認可団体による公示を受けなければならない
- CBの公示に当たっては、そのCBがPEFC評議会が認める認定を受けていることが必要
- CB は、PEFC評議会または関連PEFC認可団体が定めるところにしたがって授与された認証に関する情報を提供しなければならない
- PEFC評議会あるいは関連認可団体に対し公示料を支払うことを求めてもよい



認定 (付属書2)

認定 (付属書2)

- PEFC-COC認証は、IAFの製品認証のための国際相互承認協（MLA）あるいはEA、IAAC、APAC、AFRAC,ARACなどのIAFの地域認定グループに署名した認定機関の認定を受けたCBにより行われなければならない
- 認定の範囲には、PEFCのウェブサイトに掲載されているPEFC ST 2001、PEFC ST 2002、PEFC ST 2003の現時点で有効なスタンダードがカバー含まれなければならない
- 認定書は英語あるいはその他の言語によらなければならない



マルチサイト認証 (付属書 3)

プロセス

- ・ マルチサイト顧客組織のための適格規準

- COCスタンダードの付属書 2

- 付属書 2に加え、マルチサイト組織は 本部を含むすべてのサイトから下記のデータを収集し、分析を行う技量を示さなければならない:

- CoC 文書and CoC の変更、マネージメントレビュー、苦情、是正措置の評価、内部監査の計画と結果の評価、様々な法的要求事項

プロセス

マルチサイト顧客組織のための適格規準

- マルチサイトの本部は:
 - 情報収集能力
 - サイトをカバーする権限
- CBは対象の会社と連絡をとり、審査に先立ちチェックを行う

・ 契約のレビュー

- マルチサイトの特徴の確認（サンプリング）

・ 審査

- マルチサイト審査手続き
- COC要求事項に対しいかにすべてのサイトが適用するか記載

プロセス

- ・ 不適合 (NC)

- 個別のサイトのNC： システム全体の問題か、否か？ 本部や他のサイトに影響があるか？
- CBにとっては、行為の証拠、サンプル数の変更が必要
- 認証プロセスにおいて問題のあるサイト除外してはならない

プロセス

不適合 (NC)

マルチサイト認証の再認証審査中に未解消の不適合がある場合:

- ・ 初期審査で不適合がある場合、すべてのサイトの認証不可
- ・ 更新審査で重大な不適合がある場合、すべてのサイトの認証不可

認証書

- **一つの主たる認証書の発行**

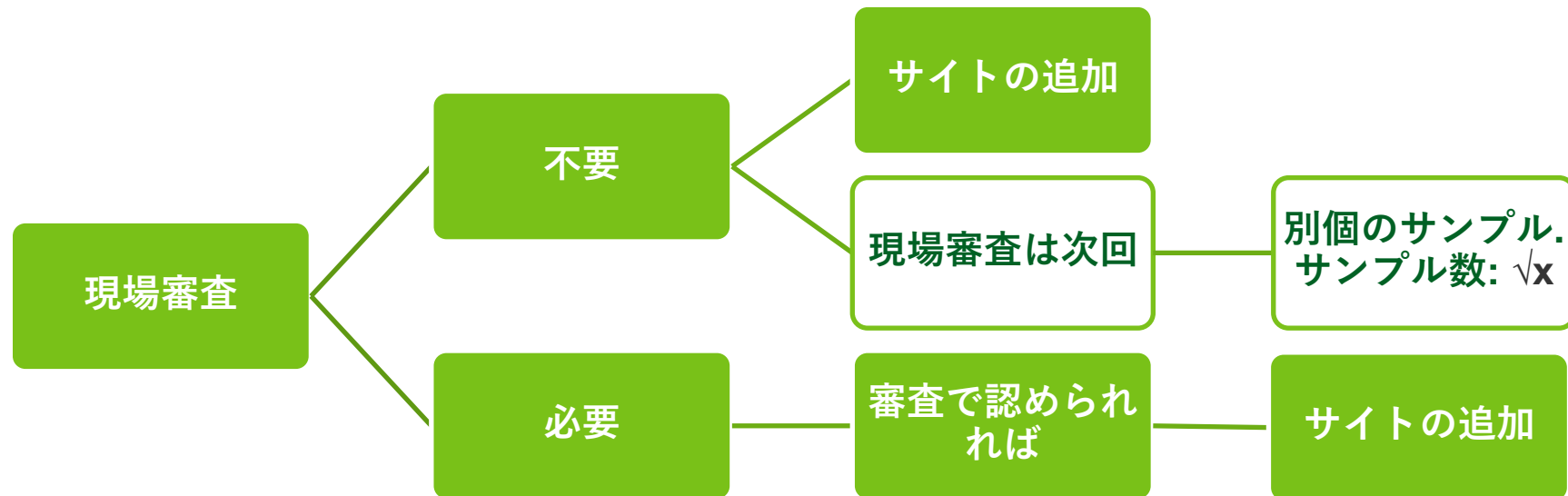
- 認証書上に本部の名称及び住所
- 認証書/付属書/その他にすべてのサイトのリスト Clear scope
例えば、異なるCOC方式
- サブの認証書は、認証範囲等が主たる認証書と同じ場合発行可能
- サブ認証書にサブの認証番号が付される場合
主たる認証番号に関連する番号
主たる認証書に記載

既存の認証書にサイトの追加

1. 顧客組織は追加するサイト数（既存のサイト数の100%まで）を含み、その旨CBに連絡するとともに以下についての情報を提供：
 - 追加のサイトを含むCOC手続き、COC方式および製品
 - サイトに関する内部監査報告書を考慮
1. CBは内部監査をレビューし、サイトの追加の必要性を判断

審査中におけるサイトの追加

既存の認証書にサイトの追加



既存のマルチサイトへのサイトの追加

- 異なる認証範囲がある場合、以下に対応するか

PEFCの考え方: CBの考えと手続きによる

- 追加サイトの開始日について

PEFCの考え方: 国別管理団体など権限を持つ機関に報告しなければならない

サンプリング

現場審査におけるサンプリング方法

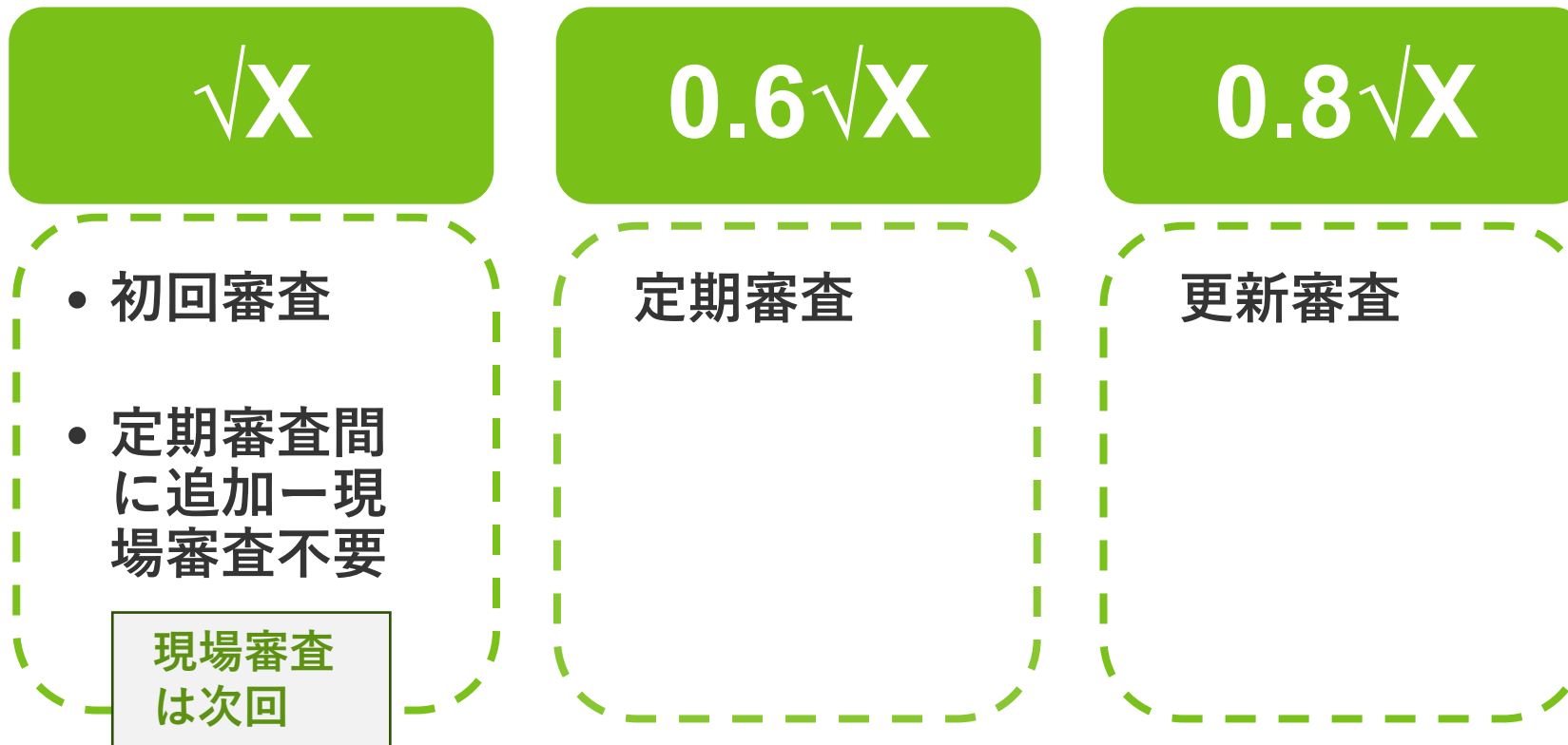
- 異なったCOC方式を同時に使用しているサイトについては、サンプル数はそれぞれの方式毎に決定
- 前回の定期審査後に追加されたサイトについては、現場審査は不要

現場審査は次回の
定期審査

サンプリング

現場審査に関するサンプリング－方法

- サンプル数:



サンプリング

現場審査におけるサンプリングー方法

例 A: 34のサイトを持つマルチサイト認証の更新：

1. 物理的分離方式 9 サイト
2. パーセンテージ方式 16 サイト
3. 前回の審査から追加 9 サイト
同じCOC方式 現場審査は不要

現場審査は次回
とされたもの

$$\text{サンプル数} = 0,8\sqrt{9} + 0,8\sqrt{16} + \sqrt{9} = 3 + 4 + 3 = 10$$

10 サイトの現場審査が必要

- | | |
|-----------|-------|
| 物理的分離方式 | 3 サイト |
| パーセンテージ方式 | 4 サイト |
| 前回からの追加 | 3 サイト |

サンプリング

現場審査におけるサンプリングー方法

例 B: 33サイトを持つマルチサイト認証の定期審査：

1. パーセンテージおよびクレジット方式 16
2. クレジット方式 4
3. 前回審査から追加 13 現場審査不要
 - パーセンテージ方式 9 & クレジット方式 4

現場審査は次回とされたもの

$$\text{Sample} = 0,6\sqrt{16} + 0,6\sqrt{4} + \sqrt{9} + \sqrt{4} = 3 + 2 + 3 + 2 = 10$$

10 サイトの現場審査が必要:

- パーセンテージ方式およびクレジット方式 3 サイト
- クレジット方式 2 サイト
- 前回からの追加 パーセンテージ 3 サイト
- 前回からの追加 クレジット 2 サイト



審査報告書の最低限 の内容

5. 審査の所見

- 顧客組織のCOCの内容
- 審査の範囲
- 審査所見 : 認証機関には、該当するすべての要求事項を記載した「チェックリスト」を審査報告書に含める義務はないが、不適合が指摘された要求事項を特定する必要がある。
付属書にどのように基づくかは認証機関よる。





質問、意見、フィードバック